

## 地方創生の推進に関する決議

我が国が将来にわたり活力ある社会を維持していくためには、人口減少に歯止めをかけ、それぞれの地域で住みよい環境を確保していくことが極めて重要である。

地方創生が「戦略策定」から「事業推進」の段階へと移行するなかで、国と地方は一致協力して地方創生に向けた取組を進めており、地方議会としてもそれぞれの地域において執行機関と連携し、施策の展開に取り組んでいるところである。

地方創生こそが一億総活躍社会実現のためのメインエンジンであり、地方創生の大きな流れを緩めてはならない。

よって、国においては、地方創生の更なる推進に向け、特に下記の事項を実現されるよう強く要望する。

### 記

- 1 地方財政計画に計上されている「まち・ひと・しごと創生事業費」については、地方が自主性・主体性を最大限発揮して継続的に地方創生に取り組めるよう1兆円を上回る額を安定的に確保すること。
- 2 「地方創生推進交付金」については、交付金の趣旨に沿った事業を行う場合、地方団体ごとの交付金額の上限設定や対象経費などの制約を大胆に排除する等、より使い勝手のよいものとする。地方創生関連補助金等についても、新たな発想や創意工夫を活かせるよう要件の緩和など弾力的な取扱いを行うこと。

また、平成28年度の第二次補正予算に盛り込まれた「地方創生拠点整備交付金」については、事業の早期着手や複数年に

わたる事業実施を可能とするなど地方の要望等を十分踏まえたものとする。

- 3 地方が、自主的・主体的に地方創生に取り組めるよう提案募集方式による地方からの提案の実現をはじめ地方分権改革を一層促進するとともに、地方議会が地域の実情に応じてその役割を適切に発揮できるよう議会の権能強化に努めること。

以上決議する。

平成28年11月9日

**全国市議会議長会**